

委員会提出議案第1号

入間市議会会議規則の一部を改正する規則

規則 別記のとおり

令和3年6月25日提出

提出者 入間市議会議会運営委員会
委員長 松本 義明

提案理由

会議及び委員会の欠席事由の明確化及び産前産後の欠席期間を明記するため、本規則の一部を改正するものである。

入間市議会会議規則の一部を改正する規則

入間市議会会議規則（昭和42年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「傷病、出産、育児、看護、介護その他の正当な理由により出席できないときは、日数を定めて」を「出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第90条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「傷病、出産、育児、看護、介護その他の正当な理由により出席できないときは、日数を定めて」を「出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。